

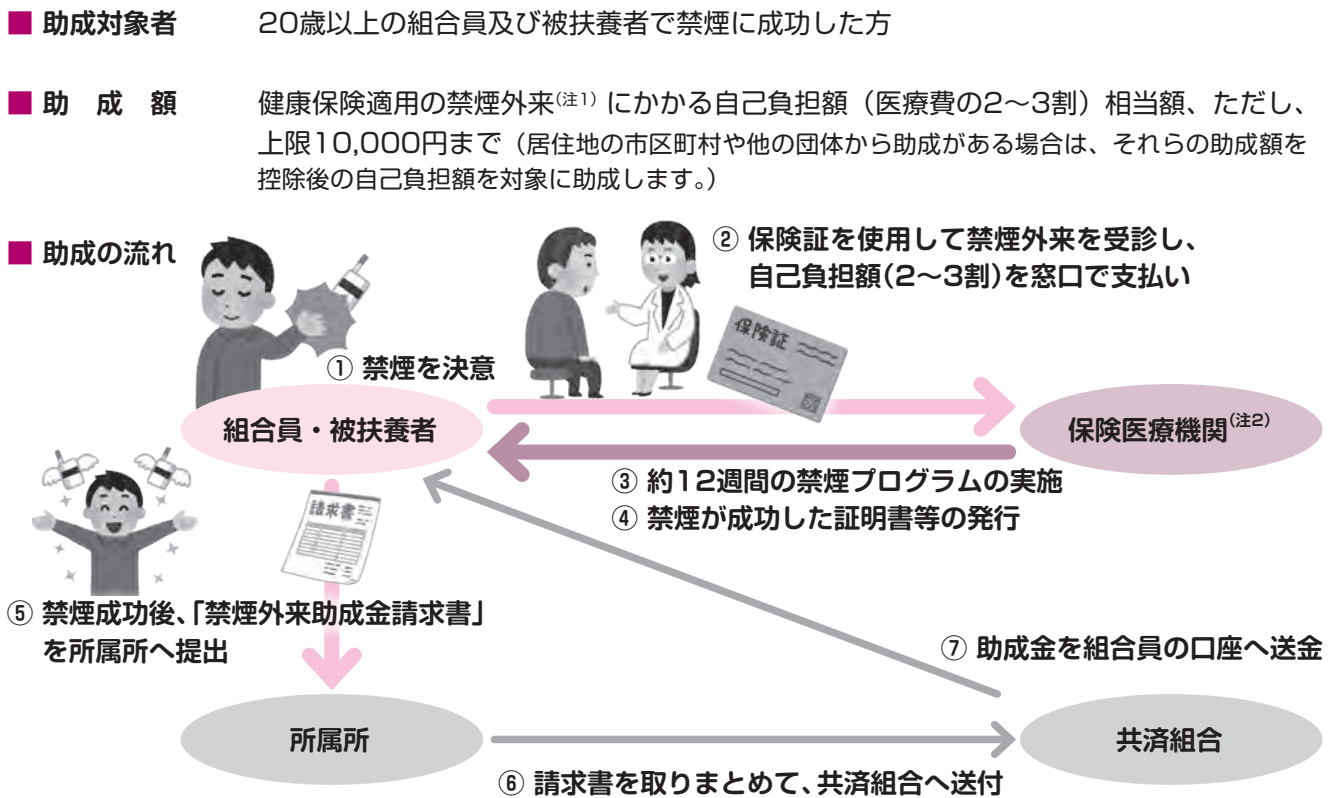
# 禁煙外来助成事業を始めます！



たばこを吸うことによる健康被害は肺以外にも、がん・循環器・呼吸器・生活習慣病、妊娠周産期の異常、歯周病など、広範な健康影響が喫煙により引き起こされることが知られるようになりました。

また、たばこを吸う本人はもちろんのこと、周りの人間にも同様の健康影響が出ることも確認されています。

共済組合では令和3年度からの新規事業として、禁煙外来による自己負担額への助成事業を始めます。自分自身のため、大切な家族や周囲の人を守るため禁煙にチャレンジしませんか。



- その他**
- ① 助成回数は、年度内1回のみとなります。
  - ② 治療終了前に資格を喪失した場合、禁煙治療を中断した場合及び禁煙を達成できなかった場合は、助成対象外となります。
  - ③ 助成金の請求書には、医療機関が発行する「領収書・診療明細書（5回分）」及び「禁煙が成功した証明書」の添付が必要となります。

(注1) 健康保険適用の禁煙外来  
健康保険を使った禁煙外来は、12週間が基本で、その間に5回の診察があります。  
診察時には、禁煙状況の確認や一酸化炭素濃度の測定、禁煙を継続するためのアドバイスや禁煙補助薬の処方を受けることができます。（前回の治療の初回診察から1年経過していない場合は、自由診療となります。）  
また、健康保険適用の禁煙外来を受診するためには以下の条件があります。

- ① 直ちに禁煙しようと考えている方
- ② ニコチン依存症スクリーニングテストで依存症と診断された方
- ③ 「1日の喫煙本数」×「喫煙年数」（プリンクマン指数）が200以上の方（35歳未満を除く）
- ④ 禁煙治療を受けることに同意している方

(注2) 健康保険で禁煙治療が受けられる保険医療機関は、「日本禁煙学会」のホームページ(<http://www.jstc.or.jp/>)で検索できます。